

令和元年度福島県サービス管理責任者等基礎研修開催要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 研修期間及び研修会場

講義 1 日及び演習 2 日間の計 3 日間で実施する。

日程及び研修会場は次のとおり。受講者数により変更する場合がある。

研修区分		日 程	会 場
講義		令和元年 10 月 9 日（水）	福島県文化センター※1
演習	第 1 回	令和元年 11 月 12 日（火） 令和元年 11 月 13 日（水）	福島県社会福祉事業団 太陽の国管理センター※2
	第 2 回	令和元年 11 月 14 日（木） 令和元年 11 月 15 日（金）	
	第 3 回	令和元年 11 月 19 日（火） 令和元年 11 月 20 日（水）	
	第 4 回	令和元年 11 月 21 日（木） 令和元年 11 月 22 日（金）	

※1 福島県文化センター 福島市春日町 5-5 4

※2 福島県社会福祉事業団 太陽の国管理センター
西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 5-3

※3 演習日は選べません。

3 主催 福島県

4 運営主体（事業委託先） 社会福祉法人福島県社会福祉事業団

5 受講対象者

以下の（１）（２）のいずれかに該当する者で、かつ（３）から（５）を全て満たす者を受講対象者とする。

受講希望者が定員を超える場合は選考により決定する。

※基礎研修受講時点でサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務要件を満たしている者については、令和3年度までの経過措置があり、今後、実践研修を受講する必要がありますので注意してください。（別添3 ②参照）

(1) 福島県内で障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス又は児童福祉法に基づく障害児通所（入所）支援事業及び基準該当障害児通所支援事業（以下、「障害福祉サービス事業等」という。）のいずれかを実施する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所（入所）支援事業者及び基準該当障害児通所支援事業者の従事者であって、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件である実務経験（別添1又は別添2）を満たした上で、令和2年4月1日までに当該事業のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者に配置される者。

(2) 上記障害福祉サービス事業等を令和2年4月1日までに開始（予定を含む）する場合であって、その開始（予定）年月日までにサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件である実務経験（別添1又は別添2）を満たした上で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者に配置される者。

(3) 平成18年度以降の「障がい者相談支援（障がい者ケアマネジメント）従事者養成研修」の講義部分を修了している者（他都道府県での受講済者を含む。）。

(4) 研修課程のすべてを受講できる者。

(5) 定められた期限内に事前課題（受講決定者に別途通知）を提出できる者。

※事前課題未提出者及び期限後提出者は受講決定を取り消しますのでご注意ください。

6 研修内容

別紙1のとおり

7 受講定員

講義	200名程度		
演習	第1回	50名程度	計 200名程度
	第2回	50名程度	
	第3回	50名程度	
	第4回	50名程度	

8 受講申込

受講希望者が勤務する法人等の代表者は、別紙2に記載する必要書類を作成の上、82円切手を貼付した長3封筒（返送先を記載すること）を受講申込者1人あたり1枚ずつ同封し、令和元年8月7日（水）必着で社会福祉法人福島県社会福祉事業団あてに郵送で提出すること。

受講申込期限を過ぎて提出された場合は、理由の如何を問わず受理しない。

※1 電子メール、FAXによる受講申込は受理しませんのでご注意ください。

2 申込書の記載漏れや添付書類の不備などが多数見受けられます。申込書類等不備の場合、受付できない場合があります。

9 受講者の決定及び通知

選考のうえ受講者を決定し、令和元年9月中旬までに申込者全員に通知する。

10 修了証書

研修の全課程を修了した者には、福島県から基礎研修修了証書を授与する。

- ※1 30分以上の遅刻・早退・途中退席があった場合は、連絡の有無及び理由のいかんに関わらず、研修は未修了の扱いになります。
- 2 著しく受講態度の悪い方（私語、居眠り、携帯電話の利用等）について修了とならない場合がありますので、ご注意ください。
- 3 演習等における課題の提出について、期日までに提出しなかった者については、受講取消又は研修修了とならない場合があります。

11 経費

受講に係る経費は、資料代として5,000円とする。

資料代の支払方法については、受講決定者に別途通知する。

12 その他

- (1) 研修期間中の宿泊や食事等は各自で手配すること。
- (2) 受講決定後、やむを得ず研修参加を取り消す場合は、速やかに受講申込先までFAXにより報告すること。
- (3) 日程及び会場については、現時点での予定であり、変更する場合があるので留意すること。受講者決定の際に改めて通知するので、再度確認すること。

※講義（令和元年10月9日（水）の会場は駐車スペースに限りがあるため、できる限り公共交通機関を利用し、また法人等で複数受講者がいる場合は、乗り合わせでお越しくださいますよう御協力お願いします。

受講申込先

〒961-8061

西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5番地3

社会福祉法人 福島県社会福祉事業団

事業管理部 地域福祉課

研修担当：森、田中

電 話 0248-25-3020

FAX 0248-25-7673

問い合わせ先

○研修内容、申込書の記載等に関すること

福島県保健福祉部障がい福祉課 研修担当：斎藤昭弘

電 話 024-521-7171

FAX 024-521-7929

○申込書の到達確認、会場の案内等に関すること

社会福祉法人 福島県社会福祉事業団

事業管理部 地域福祉課

電 話 0248-25-3020

FAX 0248-25-7673

(別紙1)

令和元年度福島県サービス管理責任者等基礎研修日程

	日程	研修科目及び研修内容等
第1日目 10月9日 (水)	9:00~ 9:30	受付
	9:30~ 9:45	開講式
	9:45~10:45	サービス提供の基本的な考え方 利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、IFGの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について理解する。
	10:45~12:15	サービス提供のプロセス PDCAサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画書の意義を理解する。
	12:15~13:15	昼休み
	13:15~14:45	サービス等利用計画と個別支援計画の関係 サービス等利用計画と個別支援計画の関係を理解する。
	14:45~15:00	休憩
	15:00~17:00	サービス提供における利用者主体のアセスメント 障害種別や各ライフステージ、各サービスにおいて留意すべき視点について理解する。
第2日目 指定日別に実施	9:00~10:00	サービス提供における利用者主体のアセスメント 利用者主体のアセスメントの考え方や手法について理解する。
	10:00~11:00	個別支援計画作成ポイントと作成手順 モデル事例等を活用し、個別支援計画の作成手順を習得する。
	11:00~12:00	個別支援計画の作成(演習) モデル事例を活用したグループワークにより個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。
	12:00~13:00	昼休み
	13:00~17:00	個別支援計画の作成(演習) モデル事例を活用したグループワークにより、支援目標、支援内容を設定し個別支援計画を作成する。
第3日目 指定日別に実施	9:00~12:00	個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)及び記録方法(演習) モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら視点・目的・手法等を理解する。
	12:00~13:00	昼休み
	13:00~16:00	個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)及び記録方法(演習) モデル事例を活用したグループワークにより、モニタリングに基づいて個別支援計画の修正を検討する。
	16:00~16:15	閉講式

※研修内容や時間割については、都合により変更する場合があります。御了承下さい。

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

サービス管理責任者等の要件となる実務経験とは、下記の①から③のどれか1つの条件を満たすものである。

①	「相談支援の業務」及び「社会福祉主事任用資格者のある者による直接支援の業務」に従事した期間 「1号+2号の期間」≥ 5年
②	「社会福祉主事任用資格者のない者による直接支援の業務」に従事した期間 「3号の期間」≥ 8年
③	国家資格等のある者が、「相談支援の業務」及び「直接支援の業務」に従事した期間 「1号+2号+3号の期間」≥ 3年 かつ 「4号の期間」 ≥ 3年

1号	次のアからキに掲げる者が、 相談支援の業務 (※1) その他これに準ずる業務に従事した期間
ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業（障害児（者）地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業）の従事者
イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者（保健所、市町村役場の従業者）
ウ	障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、生活保護法の更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者（身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、障害児施設の従業者）
エ	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
オ	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者（特別支援教育コーディネーター、特別支援学級で主に相談支援の業務に従事した者）
カ	保険医療機関の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級（介護職員初任者研修）以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる資格を有する者、第1号のアからオに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る）
キ	その他、上記アからカの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

2号	次のアからカに掲げる者であって社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、児童指導員任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という）が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、障害児施設、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム）の従業者
イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業（旧児童デイサービス事業を含む）、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者（改正前の身体障害者居宅介護事業、知的障害者居宅介護事業、児童居宅介護事業、精神障害者居宅介護事業、身体障害者デイサービス事業、知的障害者地域生活援助事業、精神障害者地域生活援助事業、知的障害者地域生活ホーム事業、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所の従業者）
ウ	保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
エ	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者
オ	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者（特別支援教育コーディネーター、特別支援学級において直接支援の業務に従事した者）
カ	その他、上記アからオの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

3号	第2号アからオに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
----	--

4号	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
----	--

※注）ここで、**1年以上の実務経験**とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上でありかつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※注1）**相談支援の業務**：身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※注2）**直接支援の業務**：身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練当」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務をその他の職業訓練や職業教育等の業務

別添1-1

基礎研修(サービス管理責任者)における実務経験について

基礎研修から実践研修までの間にOJT2年以上が必須となったことから、基礎研修受講者の実務要件は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数よりも2年短い期間から受講できることとなりました。

1号

相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
(対象となる施設・事業は別添1参照)



1号と2号に該当する期間を
通算して、**3年以上**

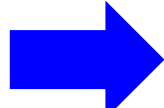
1号(相談支援業務)と2号(直接支援業務)の対象施設が異なるところがあるので、注意してください。

保育士が保育園に勤務した期間は含まれないので注意してください。

2号

・社会福祉主事任用資格者(社会福祉士、精神保健福祉士含む)
・ホームヘルパー養成研修2級課程等の修了者(介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者含む)
・児童指導員任用資格者
・保育士
・精神障害者社会復帰指導員等任用資格者

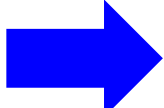
が、直接支援業務に従事した期間(対象となる施設は別添1参照)



3号に該当する期間
6年以上

3号

2号に掲げる施設等(別添1参照)の従業者であって、上記2号に掲げる資格を有しない者が直接支援業務に従事した期間



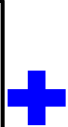
4号

下記の資格に基づき、その資格に係る業務に従事した期間

・医師	・歯科医師	・薬剤師	・保健師
・助産師	・看護師	・准看護師	・理学療法士
・作業療法士	・社会福祉士	・介護福祉士	・視能訓練士
・義肢装具士	・歯科衛生士	・言語聴覚士	・あん摩マッサージ指圧師
・はり師	・きゆう師	・柔道整復師	・栄養士(管理栄養士を含む)
・精神保健福祉士			



4号に該当する期間
1年以上



上記1号から3号までの期間を通算して
1年以上

国家資格等による業務に3年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、6年の実務経験ではなく3年以上の実務経験で良いこととなる。(H18.6.23 Q&Aを参考)

※1年以上の実務経験とは＝業務に従事した期間が1年以上で、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること。

別添2

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験は下記①から③のどれか1つの条件を満たす者である。

①	「相談支援の業務」及び「社会福祉主事任用資格者等が直接支援の業務」に従事した場合 「1号+2号の期間」≥ 5年 かつ 「1号+2号の期間」－「第3号の期間」≥ 3年
②	「社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務」に従事した場合 「4号の期間」≥ 8年 かつ 「4号の期間」－「5号の期間」≥ 3年
③	国家資格等のある者が、「相談支援の業務」及び「直接支援の業務」に従事した場合 「1号+2号+4号の期間」－「第3号+5号の期間」≥ 3年 かつ 「6号の期間」 ≥ 5年

1号	次のアからキに掲げる者が、 相談支援の業務 (※1) その他これに準ずる業務に従事した期間
ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業（障害児（者）地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業）の従事者
イ	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者（保健所、市町村役場の従業者）
ウ	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、生活保護法の更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者（身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、障害児施設の従業者）
エ	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
オ	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者（特別支援教育コーディネーター、特別支援学級で主に相談支援の業務に従事した者）
カ	保険医療機関の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級（介護職員初任者研修）以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる資格を有する者、第1号のアからオに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る）
キ	その他、上記アからカの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

2号	次のアからカに掲げる者であって社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、児童指導員任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という）が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
ア	障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、障害児施設、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム）の従業者
イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業（旧児童デイサービス事業を含む）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者（改正前の身体障害者居宅介護事業、知的障害者居宅介護事業、児童居宅介護事業、精神障害者居宅介護事業、身体障害者デイサービス事業、知的障害者地域生活援助事業、精神障害者地域生活援助事業、知的障害者地域生活ホーム事業、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所の従業者）
ウ	保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
エ	特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者
オ	学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者（特別支援教育コーディネーター、特別支援学級において直接支援の業務に従事した者）
カ	その他、上記アからオの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

3号	老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
----	---

4号	第2号アからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
----	--

5号	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
----	---

6号	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
----	--

※注）ここで、**1年以上の実務経験**とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上でありかつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※注1）**相談支援の業務**：身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※注2）**直接支援の業務**：身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下訓練等）という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育に係る業務

別添2-1

基礎研修(児童発達支援管理責任者)における実務経験について

基礎研修から実践研修までの間にOJT2年以上が必須となったことから、基礎研修受講者の実務要件は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数よりも2年短い期間から受講できることとなりました。

1号

相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
(対象となる施設・事業は別添2参照)

1号(相談支援業務)と2号(直接支援業務)
の対象施設が異なるところがあるので、注意
してください。

2号

- ・社会福祉主事任用資格者(社会福祉士、精神保健福祉士含む)
- ・ホームヘルパー養成研修2級課程等の修了者
(介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者含む)
- ・児童指導員任用資格者
- ・保育士
- ・精神障害者社会復帰指導員等任用資格者

が、直接支援業務
に従事した期間
(対象となる施設は
別添2参照)

3号

- 1号の期間のうち、次に掲げる施設等における期間
- ・老人福祉施設、救護施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター
その他これらに準ずる施設
- 2号の期間のうち、次に掲げる施設等における期間
- ・老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに
準ずる施設の従業者
 - ・老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の事業者
 - ・特例子会社、助成金受給事業者その他これらに準ずる施設の従業者

1号と2号に
該当する期間
を通算して、
3年以上

かつ

上記(1号+2
号)の期間か
ら3号の期間
を除いた期間
1年以上

4号

2号に掲げる施設等(別添1参照)の従業者であって、上記2号に掲げる資格を有しない者が直接支援業務に従事した期間



4号に該当する期間
6年以上
かつ
上記(4号)の期間から5号の期間を除いた期間
1年以上

5号

4号の期間のうち、次に掲げる施設等における期間
・老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
・老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の事業者
・特例子会社、助成金受給事業者その他これらに準ずる施設の従業者

6号

下記の資格に基づき、その資格に係る業務に従事した期間

・医師	・理学療法士	・言語聴覚士
・歯科医師	・作業療法士	・あん摩マッサージ指圧師
・薬剤師	・社会福祉士	・はり師
・保健師	・介護福祉士	・きゆう師
・助産師	・視能訓練士	・柔道整復師
・看護師	・義肢装具士	・栄養士(管理栄養士を含む)
・准看護師	・歯科衛生士	・精神保健福祉士



6号に該当する期間
3年以上
かつ
1号、2号及び4号に該当する期間から3号、5号の期間を除いた期間
1年以上

国家資格等による業務に3年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、6年の実務経験ではなく3年以上の実務経験で良いこととなる。(H18.6.23 Q&Aを参考)

※1年以上の実務経験とは＝業務に従事した期間が1年以上で、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

サービス管理
責任者等研修
(旧体系)
受講

H31.4~(新体系移行)

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※H31~33の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

＜実務経験＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を
満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

入職

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

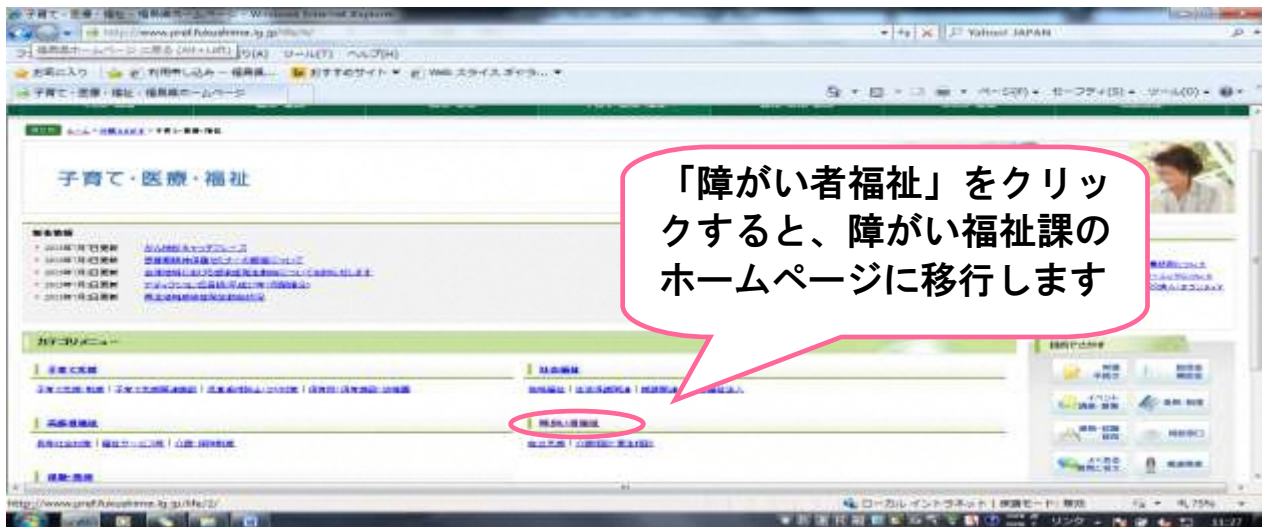
基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

サービス管理責任者等研修の申込書等は
福島県ホームページでダウンロードできます

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/life/4/16/>



受講申込先の住所です。切り取って、封筒に貼って、郵送してください。

〒961-8061

西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5番地3

社会福祉法人 福島県社会福祉事業団
事業管理部 地域福祉課

